

消 防 危 第 2 9 5 号  
平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 }  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にしてください。

なお、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市長村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）・・・・・・・・政令
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）・・・・・・・・規則
- ・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 4 9 年自治省告示第 9 9 号）・・・・・・・・告示

(屋外タンク貯蔵所関係)

問1 告示第4条の21の3に定める特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根は、一次及び二次のモードを考慮した液面揺動の影響によって浮き屋根に作用する荷重により、外周浮き部分に生じる応力が許容応力以下であることとされているが、既存の浮き屋根の耐震強度検討に必要な浮き屋根の浮き室の板厚については、次の方法により測定することとしてよいか。

- 1 全浮き室の中から目視によって最も腐食が認められる1室を板厚測定の対象とする。
- 2 浮き室各部の測定は、浮き室の内面又は外面から行う。
- 3 浮き室各部の測定箇所は、それぞれ最も腐食の認められる箇所及び浮き室仕切り板間の中央部の次の箇所とし、各部ごとにそれぞれ平均値を板厚とする。なお、補強部材についてはそれぞれ最も腐食の認められる箇所とする。

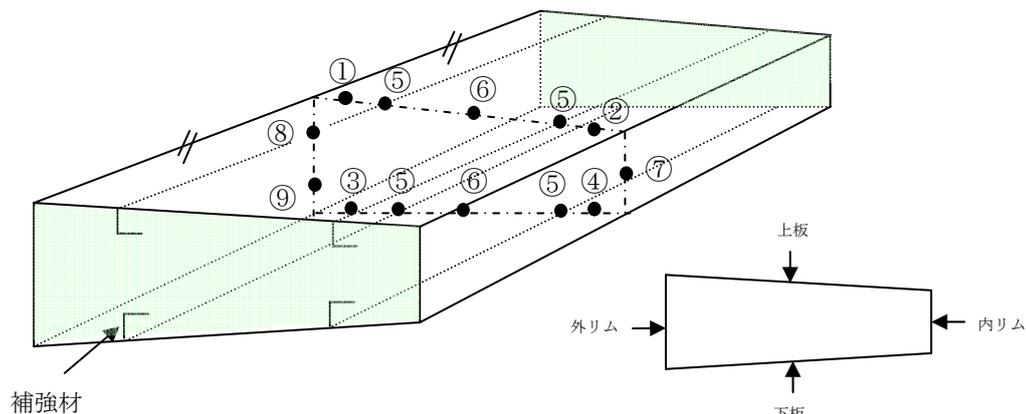
(1) 上板及び下板

ア 内リム及び外リムから50mm程度の位置で各1箇所(①,②,③,④)

イ 円周方向補強部材がある場合はその取付け位置近傍各1箇所(⑤)、補強部材がない場合は内リムと外リムとの間の中央部各1箇所(⑥)

(2) 内リム 上板と下板の中央部1箇所(⑦)

(3) 外リム 上板及び下板から100mm程度の位置で各1箇所(⑧,⑨)



答1 差し支えない

(給油取扱所関係)

問2 給油取扱所において政令第17条第1項第11号の事務所の出入口に自動ドアを設ける場合は、引分けドアの使用を認めてよいか。

答2 規則第25条の4第5項第1号の構造を有するものであれば差し支えない。

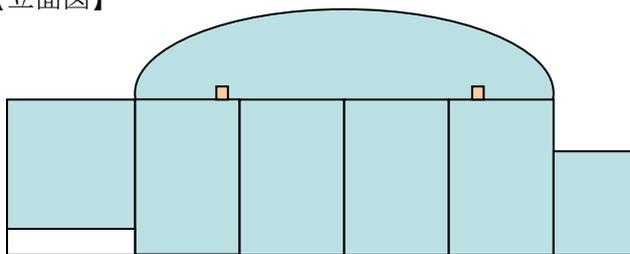
問3 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫内に収納されている航空機の燃料タンクに、格納庫外に停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設(下図参照)は、出入りする側に壁が設けられており、政令第17条第2項第9号の規定に適合していな

いが、下記の要件に適合している場合には、当該規定に政令第23条を適用し、航空機給油取扱所として許可してよいか。

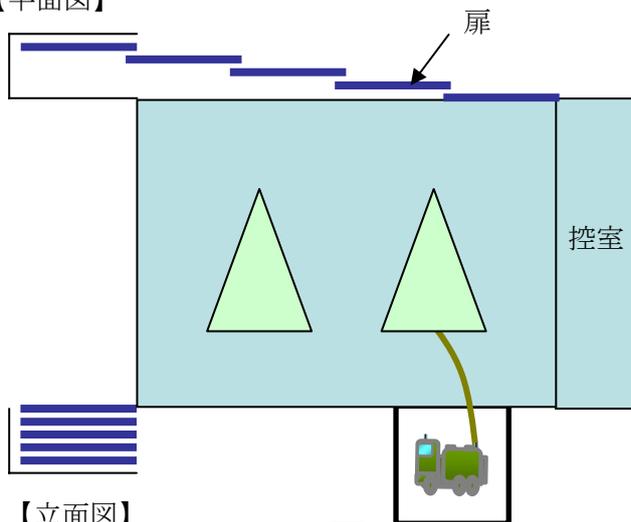
(安全対策)

- 1 航空機の出入りする側は格納庫の前後に設けることとし、開口率は出入りする側の見付面積のそれぞれ50%以上とする。
- 2 屋外の安全な場所に給油タンク車が停車し、かつ、直接給油するために必要な空地を確保し、当該場所を標示する。
- 3 第3種泡消火設備又は第3種粉末消火設備（移動式のものを含む。）を格納庫と給油タンク車を包含するように設ける。
- 4 自動火災報知設備を設ける。
- 5 給油作業中は格納庫の前後の航空機の出入りする側をすべて開放状態とする。
- 6 給油タンク車を定められた場所に停車させる。
- 7 給油タンク車の給油設備により航空機の燃料タンクに危険物を給油するときは当該燃料タンクと給油ホースを緊結する。

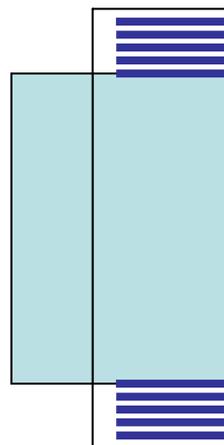
【立面図】



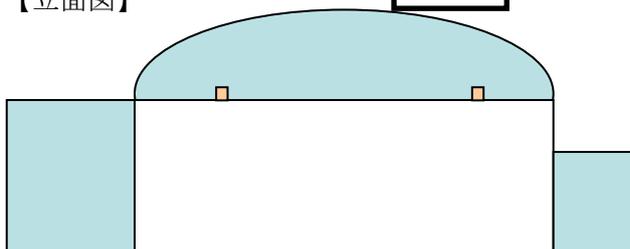
【平面図】



【側面図】



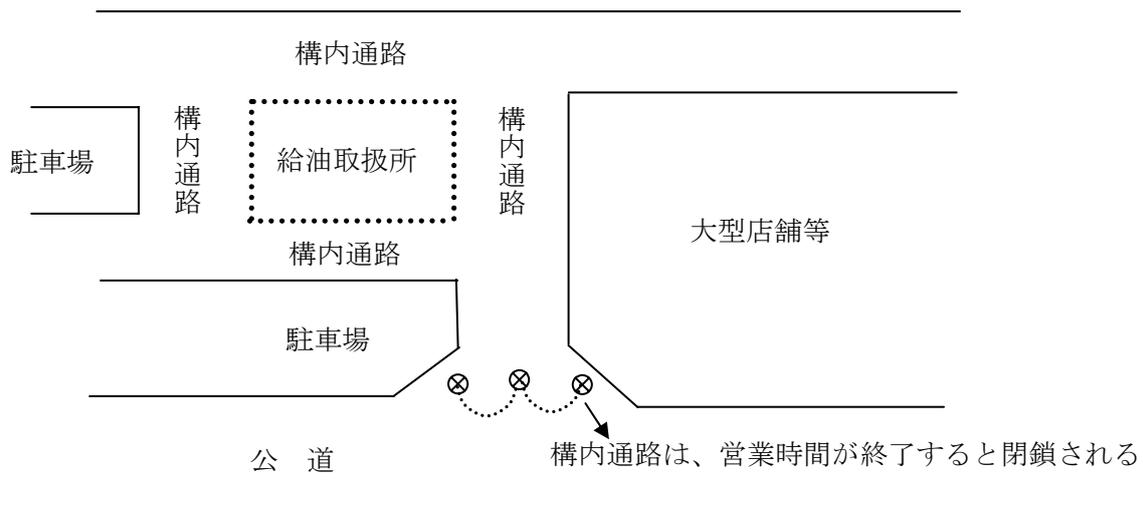
【立面図】



答3 差し支えない。

問4 今般、下図のような大型店舗等の駐車場内に給油取扱所が設置される計画がある。当該給油取扱所は周囲が構内通路に面しているが、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなしてよいか。

なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周囲の構内通路部分において駐停車させることはない。また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内通路は閉鎖される。



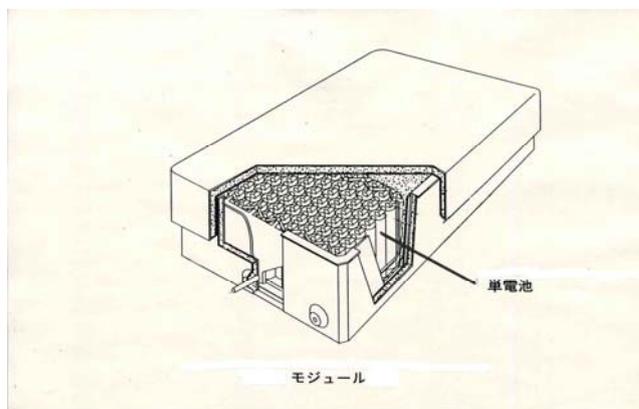
注1 ..... 自動車等の出入りする側

注2 構内通路はいずれも幅員4m以上

答4 差し支えない。

(運搬容器関係)

問5 下図のようなナトリウム硫黄電池 (Na-S電池) を運搬する場合、運搬容器としていかなる基準に適合する必要があるか



答5 単電池又はモジュールのいずれかが政令第28条の基準に適合する必要がある。